

令和2年11月
勝浦市議会臨時会会議録（第1号）

令和2年11月27日

○出席議員 15人

1番 鈴木克巳君	2番 狩野光一君	3番 渡辺ヒロ子君
4番 照川由美子君	5番 戸坂健一君	6番 磯野典正君
7番 久我恵子君	8番 寺尾重雄君	9番 松崎栄二君
10番 丸昭君	11番 佐藤啓史君	12番 岩瀬洋男君
13番 黒川民雄君	14番 岩瀬義信君	15番 末吉定夫君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市長職務代理者	竹下正男君	教 育 長	岩瀬好央君
副 市 長			
総務課長	平松等君	財 政 課 長	植村仁君
消防防災課長	神戸哲也君	市 民 課 長	岩瀬由美子君
高齢者支援課長	元吉宏行君	水 道 課 長	大野弥君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	吉清佳明君	議 会 係 長	原隆宏君
---------	-------	---------	------

議 事 日 程

議事日程第1号

第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 議案上程・説明・質疑・討論・採決

議案第63号 一般職の職員の給与等に関する条例及び勝浦市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第64号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第65号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第66号 令和2年度勝浦市一般会計補正予算

議案第67号 令和2年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算

議案第68号 令和2年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第69号 令和2年度勝浦市介護保険特別会計補正予算
議案第70号 令和2年度勝浦市水道事業会計補正予算
議案第71号 工事請負契約の締結について

開 会

令和2年11月27日（金） 午前10時開会

○議長（黒川民雄君） おはようございます。

ただいま出席議員は15名でありますので、定足数に達しております。ここに議会は成立いたしました。

これより、令和2年11月勝浦市議会臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。本日の日程は、あらかじめお手元へ配付したとおりでありますので、それによって御承知を願います。

会 期 の 決 定

○議長（黒川民雄君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

今期臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） 御異議なしと認めます。よって、会期は1日と決しました。

会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長（黒川民雄君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において末吉定夫議員及び鈴木克巳議員を指名いたします。

議 案 上 程 ・ 説 明 ・ 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

○議長（黒川民雄君） 市長職務代理者より議案の送付がありましたので、これを受理し、既に各議員に配付してありますので、御了承願います。

日程第3、議案を上程いたします。議案第63号 一般職の職員の給与等に関する条例及び勝浦市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第64号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第65号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上3件を一括議題といたします。市長職務代理者から提案理由の説明を求めます。竹下副市長。

〔副市長 竹下正男君登壇〕

○副市長（竹下正男君） 皆さん、おはようございます。ただいま議題となりました議案第63号から議案第65号までの提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第63号 一般職の職員の給与等に関する条例及び勝浦市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、申し上げます。

本案は、令和2年10月7日付人事院勧告及び令和2年10月14日付千葉県人事委員会勧告を踏まえ、期末手当について、所要の改正を行おうとするものでございます。

改正内容につきまして申し上げますと、期末手当につきましては、令和2年12月支給分において100分の5月、すなわち0.05月分を引下げ、期末手当の支給割合を1.3月から1.25月とし、令和3年4月1日以降は、6月と12月の期末手当の支給割合をそれぞれ1.275月とするものでございます。

また、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の改正内容につきましては、医師、弁護士等の特定任期付職員の期末手当を、一般職に準じまして引下げようとするものであります。

次に、議案第64号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定及び議案第65号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、申し上げます。

本案は、一般職の職員の給与改定に準じた期末手当の引下げで、令和2年12月支給分を100分の5月、すなわち0.05月分を引下げ、期末手当の支給割合を4.45月から4.40月とし、令和3年4月1日以降は、6月と12月の期末手当の支給割合をそれぞれ2.20月とするものでございます。

以上で、議案第63号から議案第65号までの提案理由の説明を終わります。

○議長（黒川民雄君） これより質疑に入るのですが、発言通告はありませんでしたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第63号ないし議案第65号、以上3件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） 御異議なしと認めます。よって、議案第63号ないし議案第65号、以上3件については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第63号 一般職の職員の給与等に関する条例及び勝浦市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決をいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（黒川民雄君） 挙手全員であります。よって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

○議長（黒川民雄君） 次に、議案第64号 特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（黒川民雄君） 挙手全員であります。よって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

○議長（黒川民雄君） 次に、議案第65号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（黒川民雄君） 挙手全員であります。よって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

○議長（黒川民雄君） 次に、議案第66号 令和2年度勝浦市一般会計補正予算、議案第67号 令和2年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第68号 令和2年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第69号 令和2年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、議案第70号 令和2年度勝浦市水道事業会計補正予算、以上5件を一括議題といたします。市長職務代理者から提案理由の説明を求めます。竹下副市長。

〔副市長 竹下正男君登壇〕

○副市長（竹下正男君） ただいま議題となりました議案第66号から議案第70号までの提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第66号 令和2年度勝浦市一般会計補正予算について申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算におきましては、既定予算から461万9,000円を減額し、予算総額を118億7,629万7,000円にしようとするものでございます。

歳出予算のうち、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を踏まえた期末手当の引下げに伴い、議会費においては、33万9,000円を減額し、総務費においては、総務管理費を主に118万8,000円を減額し、民生費においては、児童福祉費を主に142万2,000円を減額し、衛生費においては、

保健衛生費を主に52万8,000円を減額し、農林水産業費においては、農業費を主に20万8,000円を減額し、商工費においては、16万2,000円を減額し、土木費においては、土木管理費を主に27万2,000円を減額し、教育費においては、社会教育費を主に50万円を減額しようとするものでございます。

これに対する財源として、繰越金461万9,000円を減額しようとするものでございます。

次に、議案第67号 令和2年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算について申し上げます。今回の補正予算は、事業勘定及び直営診療施設勘定の歳入歳出予算の補正でございます。

事業勘定においては、既定予算から8万5,000円を減額し、予算総額を22億2,237万2,000円にしようとするものでございます。

歳出予算のうち、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を踏まえまして、期末手当の引下げに伴い、総務費において、総務管理費を主に8万5,000円を減額しようとするものでございます。

これに対する財源といたしまして、繰入金8万5,000円を減額しようとするものであります。

直営診療施設勘定においては、既定予算から9万7,000円を減額し、予算総額を6,386万1,000円にしようとするものでございます。

歳出予算のうち、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を踏まえた期末手当の引下げに伴い、総務費において9万7,000円を減額しようとするものでございます。

これに対する財源といたしましては、繰入金9万7,000円を減額しようとするものでございます。

次に、議案第68号 令和2年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算について申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算におきましては、既定予算から8,000円を減額しまして、予算総額を2億9,718万9,000円にしようとするものでございます。

歳出予算のうち、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を踏まえた期末手当の引下げに伴い、総務費において8,000円を減額しようとするものでございます。

これに対する財源としましては、繰入金8,000円を減額しようとするものでございます。

次に、議案第69号 令和2年度勝浦市介護保険特別会計補正予算について申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算においては、既定予算から13万6,000円を減額し、予算総額を23億8,409万円にしようとするものでございます。

歳出予算のうち、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を踏まえた期末手当の引下げに伴い、総務費においては、総務管理費を主に10万8,000円を減額し、地域支援事業費においては、2万8,000円を減額しようとするものでございます。

これに対する財源としましては、国庫支出金1万円、県支出金6,000円、繰入金12万円を減額しようとするものでございます。

次に、議案第70号 令和2年度勝浦市水道事業会計補正予算について申し上げます。

今回の補正予算は、収益的支出の補正でございます。収益的支出におきまして、24万円を減額しようとするものでございます。

内訳といたしましては、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告を踏まえた期末手当の引下げに伴い、原水及び浄水費で2万8,000円を、配水及び給水費で10万円及び総係費で11万2,000円

をそれぞれ減額しようとするものでございます。

以上で、議案第66号から議案第70号までの提案理由の説明を終わります。

○議長（黒川民雄君） これより質疑に入るのでありますが、発言通告はありませんでしたので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第66号ないし議案第70号、以上5件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） 御異議なしと認めます。よって、議案第66号ないし議案第70号、以上5件については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第66号 令和2年度勝浦市一般会計補正予算を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（黒川民雄君） 挙手全員であります。よって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。

○議長（黒川民雄君） 次に、議案第67号 令和2年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（黒川民雄君） 挙手全員であります。よって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

○議長（黒川民雄君） 次に、議案第68号 令和2年度勝浦市後期高齢者医療特別会計補正予算を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（黒川民雄君） 挙手全員であります。よって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

○議長（黒川民雄君） 次に、議案第69号 令和2年度勝浦市介護保険特別会計補正予算を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（黒川民雄君） 挙手全員であります。よって、議案第69号は、原案のとおり可決されました。

○議長（黒川民雄君） 次に、議案第70号 令和2年度勝浦市水道事業会計補正予算を採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（黒川民雄君） 挙手全員であります。よって、議案第70号は、原案のとおり可決されました。

○議長（黒川民雄君） 次に、議案第71号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。市長職務代理者から提案理由の説明を求めます。竹下副市長。

〔副市長 竹下正男君登壇〕

○副市長（竹下正男君） ただいま議題となりました議案第71号 工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、勝浦市防災行政無線デジタル化改修業務について、東京都三鷹市牟礼六丁目21番11号、日本無線株式会社関東支社支社長、鈴木工と工事請負契約を締結するにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に定める予定価格1億5,000万円以上の工事または製造の請負に該当するため、議会の議決を求めようとするものでございます。

施工業者選定にあたっては、去る10月2日に制限付一般競争入札の実施について公告をしまして、1社から申請がございました。10月21日に申請者の適格審査を実施したところ、参加資格があると認められたところでございます。これにより、11月13日に電子入札による開札をしたところ、日本無線株式会社関東支社が落札し、消費税及び地方消費税4,190万円を加算した金額4億6,090万円で、11月18日に仮契約をしたところでございます。

概要について申し上げますと、再送信子局4か所、屋外拡声子局86か所、非常用親局1か所でございます。

なお、今後の予定でございますが、本年度におきましては、再送信子局4か所、屋外拡声子局5か所、非常用親局1か所の設置、令和3年度におきましては、屋外拡声子局36か所の設置、令和4年度におきましては、屋外拡声子局36か所の設置、令和5年度におきましては、屋外拡声子局9か所の設置を行う予定でございます。

本案を議決いただきました暁には、本契約を締結の上、直ちに工事に着工し、令和5年6月30日までの完了を目途に実施する予定であります。

以上で、議案第71号の提案理由の説明を終わります。

○議長（黒川民雄君） これより質疑に入ります。あらかじめ発言通告がありましたので、発言を許します。初めに、狩野光一議員。

○2番（狩野光一君） それでは私から、議案第71号 工事請負契約の締結についてにつきまして、1点お伺いしたいと思います。

前段の説明の中にもありましたように、10月2日に公告をしまして、こちらが11月13日、一般競争入札が開かれるという経過を経ての契約というふうに承知をしております。

ただ、この一般競争の中で、1点、競争入札というにもかかわらず、逆に一般競争入札であるから起こり得ることなのかもしれませんが、入札者が1者という事態ですね。この内容、こういった入札結果について、その原因となるもの、どのようにお考えかお伺いしたいと思います。

○議長（黒川民雄君） 答弁を求めます。神戸消防防災課長。

○消防防災課長（神戸哲也君） お答えいたします。既に親局、中継局がデジタル化され、その仕様に基づいた結果、1者だったと考えます。以上です。

○議長（黒川民雄君） ほかに質疑ありませんか。狩野光一議員。

○2番（狩野光一君） ありがとうございます。既に設置してある親局、中継局、その機器の仕様によるものというふうに理解をさせていただきます。

そうしますと、少し関連にはなるんですけども、この予算というのは、あくまでも防災無線の設置工事というイニシャル部分の費用になると思います。今後、これを運用していく中では、メンテナンス等々の費用もかかってくる。そういった仕事も当然、出てくるわけですけども、そこにつきましても、こういった機器の特性による事業者の制限というものが発生してくるのか。また、その事業者というのはここに、今回の契約相手は東京都三鷹市ということなんですけれども、防災無線という性質を考えますと、やはり市内を中心に、近隣の事業者が望ましいのではないかと思うんですけども、勝浦市、または近隣の事業者が応札、メンテナンス等に関わる余地というものが残るのかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長（黒川民雄君） 答弁を求めます。神戸消防防災課長。

○消防防災課長（神戸哲也君） これまでどおりの機器メーカーでありますので、保守管理につきましても、これまでどおり同じ市内業者で対応ができると確認をとっております。以上です。

○議長（黒川民雄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第71号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） 御異議なしと認めます。よって、議案第71号については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒川民雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第71号 工事請負契約の締結についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（黒川民雄君） 挙手全員であります。よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

閉 会

○議長（黒川民雄君） 以上をもちまして、今期臨時会に付議されました事件は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和2年11月勝浦市議会臨時会を閉会いたします。
御苦労さまでした。

午前10時27分 散会

本日の会議に付した事件

1. 会期の決定
1. 会議録署名議員の指名
1. 議案第63号～議案第71号の総括審議

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

令和 年 月 日

勝 浦 市 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

